

教えて!マイナンバー No.2

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります



また、住基カードを利用した公的個人認証(電子証明書)は、住基カードの有効期限に関わらず、電子証明書の有効期限(3年)に達した時点で失効しますので、引き続き公的個人認証を利用するためには、個人番号カードに切り替える必要があります。

※各支所(芦川支所を除く)および石和図書館での自動交付機による証明書の交付は、12月末をもって運用を終了します。なお、お近くのコンビニ(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート)でも証明書の交付を受けられますのでご利用ください。また、市民窓口館には1月からコンビニと同様のマルチコピー機を設置しますので、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付を引き続き受けられます。

○マイナンバーはどんなときに使う?

「社会保障」、「税」、「災害対策」に関する役所の手続きで必要となる書類に、ご自身や扶養家族の方のマイナンバーを記入します。

社会保障分野	年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養手当、障害者手帳など
税分野	確定申告書、源泉徴収票、扶養控除、支払調書、法定調書など
災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給など

○マイナンバー制度はいつから始まる?

平成27年10月から	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの通知開始 住民票の住所へ、通知カードが送付されます。 個人番号カードの申請開始(希望者)
平成28年1月から	<ul style="list-style-type: none"> 申請された方への個人番号カードの交付開始 マイナンバーの利用開始 国の行政機関や都道府県、市町村の窓口へ提出する書類の一部にマイナンバーの記入が求められます。
平成29年1月から	<ul style="list-style-type: none"> 国の行政機関の間でマイナンバーを利用した情報の連携開始 マイナポータル(仮称)の利用開始
平成29年7月から	<ul style="list-style-type: none"> 国の行政機関や他の地方公共団体(都道府県や他の市町村)などとの間でマイナンバーを利用した情報の連携開始 市役所などの窓口へ提出する書類が順次省略されていきます。

○ホームページ

内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

■コールセンター

マイナンバーについて、ご不明な点は、国のマイナンバーコールセンターへお問い合わせください。

受付時間 平日 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

【日本語窓口】 0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

【英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応窓口】

0570-20-0291(全国共通ナビダイヤル) ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

■問合せ先

- 通知カード、個人番号カード、コンビニ交付に関すること
戸籍住民課 住民記録担当 ☎ 055(262)4111 (代表)
- そのほかマイナンバーに関すること
情報政策課 情報化推進担当 ☎ 055(262)4111 (代表)

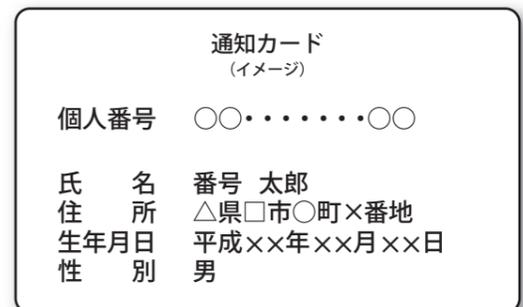
※マイナンバーに関する振り込め詐欺にご注意ください。

○マイナンバーが通知されます

市民の皆さんには、マイナンバー(個人番号)をお知らせする紙製の「通知カード」が、本年10月5日以降、原則として住民票の住所に順次書留で郵送されます。「通知カード」を確実に受け取りいただくため、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は正しい住所の登録をお願いします。

通知カードが届いてからの転入、転居の手続きをする際は、通知カードに新しい住所の記載が必要なため、全員の通知カードを持参してください。

なお、マイナンバーは、国内に居住する中长期在留者や特別永住者などの外国人の方も対象となります。



マイナンバーは一生使うものですので、「通知カード」は大切に保管してください

○個人番号カード

個人番号カードは、希望される方にのみ交付されるカードで、平成28年1月から交付が始まります。通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書が送付されますので、希望される方は、申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、同封の封筒で地方公共団体情報システム機構へ返送してください。個人番号カードの初回発行手数料は無料です。

個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、個人番号(マイナンバー)が記載され、本人確認のための身分証として利用できるほか、カードに標準搭載されている電子証明書を使って、e-Taxをはじめとした各種電子申請が利用できます。

また、希望する方は、住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付が利用できます。



(表面)



(裏面)

※住民基本台帳カード(通称:住基カード)の取り扱いについて

住基カードの発行は、平成27年12月末をもって終了しますが、これまでに発行された住基カードは、有効期限までそのまま使用できる予定です。住基カードと個人番号カードを重複して所持することはできませんので、個人番号カードを取得した場合は、その時点で、住基カードを返納していただくこととなります。